（停止表示器材）

第66条　停止表示器材の形状、蛍光及び反射光の明るさ、色等に関し、保安基準第43条の４第１項の告示で定める基準は、協定規則第27号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足改訂版の規則6.、7.及び8.に限る。）に定める基準とする。

（車両接近通報装置）

第67条の３　車両接近通報装置の機能、性能等に関し、保安基準第43条の７の告示で定める基準は、協定規則第138号の技術的な要件（同規則改訂版の規則6.に限る。）に定める基準とする。

（削除）

（削除）

（速度計等）

第70条　速度計の取付位置、精度等に関し、保安基準第46条第１項の告示で定める基準は、別添88「速度計の技術基準」に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、別添88「速度計の技術基準」の規定中3.3.中「$0 \leqq V_1 - V_2 \leqq V_2/10 + 4$」を「$0 \leqq V_1 - V_2 \leqq V_2/10 + 6$（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては$0 \leqq V_1 - V_2 \leqq V_2/10 + 8$）」に読み替えるものとし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあっては、3.1.2.3.中「速度計の数値標識の間隔は一定でなくてもよい。」とあるのは「英国単位系を使用する国へ販売するための自動車については、速度計の速度をマイル毎時によって表示する場合にあっては、速度計の目盛標識は、１，２，５又は10マイル毎時のいずれかで、速度計の数値標識は、10マイル毎時又は20マイル毎時から始め20マイル毎時以下の間隔で、表示しなければならない。ただし、速度計の数値表示の間隔は一定でなくてもよい。また、英国単位系を使用する国へ販売するための自動車であって、速度計の速度をキロメートル毎時又はマイル毎時のいずれによっても表示することができるものについては、速度計の速度は、継続してそのいずれかによって表示しなければならない。」と読み替えるものとする。

２　走行距離計の表示、取付位置等に関し、保安基準第46条第２項の告示で定める基準は、協定規則第39号の技術的な要件（同規則改訂版補足改訂版の規則5.5.に限る。）に定める基準とする。

（かじ取装置）

第91条　（略）

２　自動車（次項の自動車を除く。）のかじ取装置は、協定規則第79号の技術的な要件（同規則第２改訂版の規則5.及び6.に限る。第91条第２項において同じ。）に適合するものでなければならない。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては協定規則第79号に定める自動命令型操舵機能（同規則第２改訂版の規則2.3.4.1.1.及び2.3.4.1.2.を除く。）については、同規則第２改訂版の規則5.6.の規定は適用しないことができる。この場合において、次の各号に掲げるかじ取装置であってその機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、協定規則第79号の技術的な要件に適合するものとする。

一～三　（略）

３～６　（略）

（停止表示器材）

第66条　停止表示器材の形状、蛍光及び反射光の明るさ、色等に関し、保安基準第43条の４第１項の告示で定める基準は、協定規則第27号の技術的な要件（同規則第４改訂版の規則6.、7.及び8.に限る。）に定める基準とする。

（車両接近通報装置）

第67条の３　車両接近通報装置の機能、性能等に関し、保安基準第43条の７の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

二　車両接近通報装置は、協定規則第138号の技術的な要件（同規則の規則6.（6.2.6.を除く。）に限る。）に定める基準に適合するものであること。

二　車両接近通報装置は、当該装置の作動を停止させることができる機能を有さないものであること。

（速度計等）

第70条　速度計の取付位置、精度等に関し、保安基準第46条第１項の告示で定める基準は、別添88「速度計の技術基準」に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、別添88「速度計の技術基準」の規定中3.3.中「$0 \leqq V_1 - V_2 \leqq V_2/10 + 4$」を「$0 \leqq V_1 - V_2 \leqq V_2/10 + 6$（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては$0 \leqq V_1 - V_2 \leqq V_2/10 + 8$）」に読み替えるものとし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあっては、3.1.2.3.中「速度計の数値標識の間隔は一定でなくてもよい。」とあるのは「英国単位系を使用する国へ販売するための自動車にあっては、速度計の速度は、マイル毎時でも表示しなければならない。この場合にあっては、速度計の目盛標識は、１，２，５又は10マイル毎時のいずれかで、速度計の数値標識は、10マイル毎時又は20マイル毎時から始め20マイル毎時以下の間隔で、表示しなければならない。ただし、速度計の数値表示の間隔は一定でなくてもよい。」と読み替えるものとする。

２　走行距離計の表示、取付位置等に関し、保安基準第46条第２項の告示で定める基準は、協定規則第39号の技術的な要件（同規則改訂版の規則5.5.に限る。）に定める基準とする。

（かじ取装置）

第91条　（略）

２　自動車（次項の自動車を除く。）のかじ取装置は、協定規則第79号の技術的な要件（同規則改訂版補足第５改訂版の規則5.及び6.に限る。第91条第２項において同じ。）に適合するものでなければならない。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては協定規則第79号改訂版補足第５改訂版の規則5.1.6.1.の規定は適用しないことができる。この場合において、次の各号に掲げるかじ取装置であってその機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、協定規則第79号の技術的な要件に適合するものとする。

一～三　（略）

３～６　（略）